

～キラリと光るまち ひのちょう～  
広報 **ひの** おしらせ版  
2018年7月5日号  
No. 652

■発行・編集 日野町役場 企画政策課  
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484  
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>  
■電子メール [info@town.hino.tottori.jp](mailto:info@town.hino.tottori.jp)

花火は  
**ねう祭り** 600発!!

7月21日(土) 午後6時スタート  
少雨決行・雨天中止

演芸や展示が多数行われるほか、自治会や町内事業所などによる踊りの列が練り歩き、まちなかを盛り上げます。

<当日、午後6時から午後10時まで  
根雨のまちなかが車両通行止めとなります>

【健康福祉課からのお知らせ】

介護福祉士を目指す学生への  
奨学金貸付がスタート

町では、介護福祉士を目指す学生へ、返還不要（※一定の条件有）の奨学金制度を始めました。

**募集期間** 8月1日（水）まで  
※平成31年度貸付申込の受付は、9月ごろ行う予定です。

**対象者** 以下のすべてに該当する人  
①介護福祉士の養成施設等に在学している人②将来、日野町内に居住し、町内の介護等を行う事業所で介護等の業務に従事することを希望している人③学業成績優秀で心身共に健全な人④ほかに奨学金の貸し付けを受けていない人

**貸付額** 2年間で最大280万円

**返還免除** 養成施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、町内に居住のうえ5年間継続して町内の介護等を行う事業所に従事した場合は、全額返還免除となります。  
※3年の場合は半額免除

**申込み** 申請書に必要事項を記入し、役場健康福祉課へ提出してください。なお、申請書は役場健康福祉課にあります。

**問合せ先** 役場健康福祉課 担当 住田（電話 72-0334）

在宅介護者支援金（年間  
最大6万円）を支給します

町では、平成30年度から「在宅介護者支援金」の支給を始めました。これは、重度の要介護者を在宅で介護している家族へ支援金を支給する制度です。

対象要介護者

- ①町内に住所を有し居住している
- ②住民税非課税世帯に属している
- ③介護保険料を滞納していない
- ④65歳以上で要介護認定3以上
- ⑤申請日の前月からさかのぼって4ヵ月間に施設系サービス等（期間中の短期入所合計日数が28日以下を除く）を利用していない
- ⑥対象期間中に1ヵ月以上の入院をしていない
- ⑦所得額が一定の基準以下

**対象支給者** 対象となる要介護者を常時介護している町内在住の親族（住民税非課税世帯に属し、介護保険料を滞納していない人）

**支給額** 1回の申請につき1人当たり2万円※年間3回の申請が可能で、年度ごとに6万円を限度に支給します。

**問合せ先** 役場健康福祉課 担当 伊田達彦（電話 72-0334）

認知症地域支援推進員（非常勤職員）を募集します

町では、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護などの関係者が連携し、認知症の人やその家族を支援する「認知症地域支援推進員」を募集します。

**募集対象** ▼30歳以上64歳以下の人▼保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士など、医療や介護における専門的知識および経験を有している▼普通自動車免許を持っている。

**募集人数** 1人

**勤務条件** ▼勤務時間：午前8時30分～午後5時15分▼土・日・祝日

**賃金** 日額1万円（月12日以内）

**職務内容** ▼認知症の人やその家族を支援する体制構築に関すること▼地域において認知症の人を支援する関係者の連携促進に関すること▼認知症の人と家族を支える地域資源の情報収集や提供に関すること など

**申込み** 7月20日（金）午後5時までに、所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、役場健康福祉課に提出してください。なお、応募用紙は役場健康福祉課にあります。

**選考方法** 口述試験（面接）

**面接日時および場所** 7月下旬、町役場

**問合せ先** 役場健康福祉課 担当 伊田達彦（電話 72-0334）

7月は「社会を明るくする  
運動」強調月間です

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26年に始まり、今年で68回を迎えます。

「犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築く取り組みを進めよう」「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」を行動目標に幅広い運動が展開されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 【教育委員会からのお知らせ】

### 平成30年度成人式

**日時** 8月15日(水) 午前9時30分～

**場所** 町文化センター

**該当者** ▼平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの人  
▼日野町に住所がある人▼日野中学校を卒業した人

**内容** ①式典(午前9時30分～)  
②記念撮影 ③新成人交流会

**その他** 該当者には案内文書を送付します。案内がなかった人で出席を希望する人は、7月17日(月)までにご連絡ください。※新成人を祝福していただける人はぜひご出席ください。

**問合せ先** 町教育委員会事務局  
担当 田貝嘉彦(電話 72-2107)

### 社会体育関係大会などへの 派遣費の一部を補助します

町体育協会、町スポーツ少年団に加盟している団体または町内に住所を有する人などが、地域予選をへて鳥取県代表として上位の大会に出場する場合などにおいて、その派遣に係る費用の一部を補助します。詳しい内容および申請の手続きなどは、町教育委員会事務局までお問い合わせください。

**問合せ先** 町教育委員会事務局  
担当 砂流(電話 72-2107)

### 第2回町民人権講座

町民人権講座を次のとおり開きます。ぜひ、お越しください。

**日時** 7月26日(木) 午後6時～午後7時

**場所** 町役場2階 大会議室

**演題** 「共生社会をめざして」

**講師** 林原正彦さん(社会福祉法人祥和会 セルプひの所長)

**内容** 障がい者などの就労施設「セルプひの」の取り組みを紹介します。事業所の活動から見てきた課題や「共生社会」に向けた私たちの理解の必要性について講演いただきます。

**参加** 無料

**参加申込** 7月20日(金)までに、町人権センターへお申し込みください。

**問合せ先** 町人権センター(電話 72-2107)

### 【そのほかのお知らせ】

#### これからビジネスを始めたい人、集合!

「創業セミナー・スクール」を開きます。お気軽にお越しください。

#### 【創業セミナー】

**日時** 8月24日(金) 午後7時～午後9時

**場所** 鳥取県西部商工会産業支援センター(日吉津村日吉津 885-9)

**講師** 高橋志織さん(経営コンサルタント、経営学修士習得者)

**対象者** 創業・起業を考えている人、関心がある人 など

**定員** 先着30人

**応募締切** 8月20日(月)

#### 【創業スクール】

**日時** 9月8日(土)、15日(土)、22日(土)、29日(土)、10月6日(土)、午前10時～午後5時

**場所** 鳥取県西部商工会産業支援センター

**受講料** 3,000円

**定員** 先着30人

**問合せ先** 鳥取県西部商工会産業支援センター(電話 0859-37-0085)

#### 夏休み企画「裁判をやってみよう！」

鳥取地方裁判所では、次のとおりイベントを開催します。お気軽にお越しください。

**日時** 7月31日(火) 午後1時30分～午後4時10分

**場所** 鳥取地方・家庭裁判所米子支部

**内容** 模擬裁判、評議、質疑応答、法廷内見学

**対象者** 小学5・6年生

**定員** 13人

**申込みおよび問合せ先** 鳥取地方裁判所米子支部庶務課(電話 0859-22-2205)

### 『無料法律相談会』開催

鳥取県司法書士会では、次のとおり相談会を開きます。お気軽にお越しください。

**日時** 7月27日(金) 午後6時～午後8時(前日までに要予約)

**場所** 米子コンベンションセンター第1会議室

**内容** ▼相続・遺言▼不動産の贈与・売買▼借金・多重債務問題▼身の回りの法律問題 など

**問合せ先** 鳥取県司法書士会(電話 0857-24-7024)

### 『全国一斉不動産表示登記 無料相談会』開催

鳥取県土地家屋調査士会では、次のとおり相談会を開きます。お気軽にお越しください。

**日時** 8月4日(土) 午前10時～午後4時(事前電話予約要)

**場所** ふれあいの里(米子市錦町1丁目139-3)

**内容** ▼土地の境界に関する相談▼土地・建物の表示に関する登記(土地分筆、建物新築など)の相談

**問合せ先** 鳥取県土地家屋調査士会(電話 0857-22-7038)

## 町人事異動

平成30年7月1日付。( )内は前部署

【総務課】副主幹=小川由美子(住民課)

【企画政策課】主任=谷口理恵(住民課)

【健康福祉課】主事=遠藤顯弘(産業振興課)

【住民課】副主幹(兼)出納室副主幹=中田早文(出納室副主幹(兼)住民課)、副主幹=吉川理恵(教育委員会事務局)、主任(兼)出納室主任=小野田麻美(住民課)

【出納室】出納室主事(兼)住民課主事=松本恵(総務課)

【産業振興課】主任=頭本敏仁(健康福祉課)

【教育委員会事務局】主事=大岩努(企画政策課)

# 後期高齢者医療保険料率の改正について

後期高齢者医療制度では被保険者全員が保険料を納めています。保険料率は2年ごとに見直しを行っており、平成30・31年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。なお、改正内容は以下のとおりです。

ココが  
POINT

## 1 賦課限度額が変わります。62万円に↑

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で決まります。そのうち、年間の保険料の上限額である賦課限度額が57万円から62万円に引き上げられます。

平成30・31年度  
鳥取県後期高齢者医療保険料率

- ▼均等割額 42,480円（改正なし）
- ▼所得割額 8.07%（改正なし）  
（賦課限度額 62万円）

保険料の決まり方

※一人あたりの保険料は、100円未満を切り捨てます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 42,480 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{総所得金額等} \\ - 33 \text{万円}) \\ \times \\ \text{所得割率 } 8.07\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一人あたりの} \\ \text{年額保険料} \\ \hline (\text{限度額 } 62 \text{万円}) \\ \hline \end{array}$$

ココが  
POINT

## 2 均等割の5割軽減・2割軽減の対象が拡大されます。

世帯所得に応じて軽減される均等割の中で、5割軽減と2割軽減の対象が下記のとおり拡大されます。なお、9割軽減、8.5割軽減は従来どおりです。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	
	改正前	改正後
9割軽減	「基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）」	変更なし
8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）」以下の世帯	変更なし
5割軽減	「基礎控除額（33万円）+ 27万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	「基礎控除額（33万円）+ 27.5万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「基礎控除額（33万円）+ 49万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	「基礎控除額（33万円）+ 50万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯

ココが  
POINT

## 3 所得割額の軽減措置が廃止されます。

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人に適用されていた所得割額の軽減措置（2割軽減）が廃止されます。

ココが  
POINT

## 4 会社の健康保険などの被保険者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった人は、所得割額はかからず、均等割が5割軽減（改正前7割減）されます。

詳しくは、役場住民課（電話 72-0333）までお問い合わせください。

# 国民健康保険・後期高齢者医療 被保険者証更新のお知らせ

【更新期間】 7月23日(月)～8月3日(金)

※土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証は、毎年更新が必要です。この期間内に必ず更新してください。

◆根雨1区～6区、三谷2区の皆さん = 役場健康福祉課

◆黒坂1区～7区、下菅の皆さん = 役場黒坂支所

上記以外の方は、職員が町内各地区を巡回し更新を行いますので、最寄りの会場にお出かけください。

なお、巡回対象地区の保険証は、巡回対象日には町役場および役場黒坂支所にはありませんので、ご了承ください。

期日	地区	時間	場所
7月26日(木)【午前】	三谷1区	8:35～8:38	田淵武夫さん宅前
	貝原	8:44～8:50	貝原農構センター前
	舟場	8:57～9:12	舟場コミュニティセンター前
	野田	9:18～9:33	野田みちくさの館
	津地	9:39～9:48	津地自治会館前
	安原	9:54～10:03	安原作業所前
	下榎2区	10:07～10:22	老人憩の家前
	下榎1区	10:26～10:33	下榎1区農構センター前
	上本郷	10:40～10:50	上本郷公会堂前
	榎市	10:56～11:01	奥渡公民館前
	小林	11:05～11:10	柴田美知子さん宅前
	別所	11:15～11:22	別所入口
	小原	11:31～11:33	足羽茂さん宅前
下本郷	11:49～11:54	下本郷集会所前	

期日	地区	時間	場所
7月27日(金)【午前】	後谷	8:40～8:42	山川建二さん宅前
	金持	8:48～8:58	金持公会堂前
	板井原	9:08～9:15	板井原公民館前
	高尾	9:29～9:37	高尾公会堂前
	下町	9:43～9:49	下町集会所前
	濁谷・大町・仲屋	9:52～9:58	吉村俊昭さん宅前
	横路	10:04～10:12	横路集会所前
	舟地	10:18～10:23	横藤橋前
	三土	10:29～10:33	三土作業場前
	門	10:42～10:49	松本豊文さん宅前
	三栗	10:55～11:02	三栗農構センター前
	根雨1～4区	11:20～11:40	日野町公舎

期日	地区	時間	場所
7月26日(木)【午後】	根妻	13:20～13:21	矢吹博さん宅前
	下黒坂	13:28～13:38	下黒坂ふれあい会館前
	中菅	13:46～13:53	中菅農構センター前
	中菅中央	13:59～14:02	伊達政子さん宅前
	小河内	14:08～14:14	小河内集会所前
	畑	14:23～14:25	畑集会所前
	近江	14:30～14:32	近江集会所前
	布勢谷	14:39～14:40	大島善可さん宅前
	下上菅	14:48～14:54	下上菅集会所前
	中上菅	15:03～15:10	上菅駅前
	下福長	15:16～15:19	橋原公会堂前
	古川	15:25～15:30	古川観音堂前
	漆原	15:36～15:39	漆原集会所前
	諏訪・荒神原	15:48～15:54	上上菅集会所前
	井ノ原	16:01～16:03	井ノ原集会所前
久住	16:28～16:35	久住集会所前	

※上記日程で都合の悪い人は、7月23日(月)～8月3日(金)の間(日程表以外の日)に、

▼根雨・日野地区の皆さんは役場健康福祉課

▼黒坂・菅福地区の皆さんは役場黒坂支所で更新してください。

### 【持参するもの】

今までお使いの被保険者証

### 【問合せ先】

役場健康福祉課 担当 長尾(電話 72-0334)